

議長 確認印	
-----------	--

塙町議会基本条例検証調査特別委員会会議録

1 日 時	開会 令和6年10月29日 13:05 閉会 令和6年10月29日 15:07
2 場 所	委員会室
3 出 席 委 員	菊地哲也、堀江祐司、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、吉村守広
4 欠 席 委 員	なし
5 出 席 要 求 者	なし
6 職 務 出 席 者	議長、事務局長、書記
7 付 議 事 件	第1 塙町議会基本条例の検証・見直しの検討 その他
8 議事の経過	<p>堀江祐司副委員長による開会</p> <p>菊地哲也委員長あいさつ</p> <p>第1 塙町議会基本条例の検証・見直しの検討</p> <p>委員長：解説版をもとに、1章ずつ検証していく。まず第1条について、意見あるか。</p> <p>（これでよい・問題ないとの意見あり）</p> <p>委員長：第1条はこのままとする。次に第2条について。</p> <p>藤田一男委員：「有する情報を積極的に発信し」とあるが、漏らしてはいけないものを発信している場合がある。認識していない議員がいる。何かよい文言はないものか。</p> <p>副委員長：「積極的」のあとにカッコ書きで何か入れるか。</p> <p>吉村守広委員：情報が問題なので、その情報というのをもっと具体的にするか。</p> <p>藤田一男委員：事務局で何かよい考えあるか。</p> <p>事務局長：条例では通常詳細なところまでは載せない。規則などで細かいところを決める。条例の内容を変えるのではなく、共通認識を議員で諮っていただくのがよいと思う。</p> <p>議長：守秘義務があるので、各議員の倫理の問題である。条例の内容はこのままでよい。</p> <p>委員長：他にあるか。</p> <p>（ないとの意見あり）</p> <p>委員長：第2条もこのままとする。次に第2章、第3条について。</p> <p>吉田克則委員：「主権者たる町民」とあるが、「主権者」という言葉の意味。</p> <p>藤田一男委員：町民である。</p> <p>青砥與藏委員：町民のことを言っている。主権者というのが町民である。それを代表するのが議会である。</p> <p>委員長：他に意見ないので、第3条はこのとおりとする。次に第4条について。</p> <p>吉田克則委員：「学識経験者等の意見を聴くなど独自の調査研究」とあるが、今までやってこなかった。検証として意見を述べる。文言としては問題ない。</p> <p>藤田一男委員：普段何も問題がなければ意見を求めることはない。問題が発生し、われわれでは判断できないときは意見を求めるということ。</p>

委員長：学識経験者の意見を聴くというのは、議員が議員活動として個人的に聴くことなのか
もしくは議会として意見を求める事なのか。

藤田一男委員：後段の方である。

議長：今の意見については、どちらも当てはまる事だと思う。

委員長：第4条もこのとおりとする。次に第3章、第5条について。

青砥與蔵委員：問題ないと思う。

委員長：参考人制度・公聴会制度というのは、実際に議会にあるのか。

藤田一男委員：第4条に似ているところがあると思うが。

吉村守広委員：文面的に問題はない。今後、議員定数などを協議するときに、そういった制度
を利用してもいいのではということ。

委員長：第5条もこのとおりとする。次に第6条について。

藤田一男委員：議会報告会を毎年行うというのは、この条例をつくった一つの目玉でもある。

青砥與蔵委員：「議会報告会」という文言を入れることで、意識づけを行ったという面もある。

委員長：第6条もこのとおりとする。次に第7条について。

藤田一男委員：最近「請願」はないが、以前はけっこうあった。

議長：陳情について、以前は町と議会両方に提出されていたが、最近は町のみである。

委員長：第7条もこのとおりとする。次に第4章、第8条について。

藤田一男委員：「質疑応答は、論点及び争点を明確に」とあるが、何を言わんとしているのか
不明な議員がいる。改善いただきたいと思う。

青砥與蔵委員：第8条、特に問題はないと思う。反問権をここに入れるのがどうかと思うが、
入れておけば分かりやすい。

議長：一問一答、反問権は、会議規則にも記載されていることである。それ以外も議員必携に
書かれていることである。

委員長：第8条もこのとおりとする。次に第9条について。

議長：町側が議会に対して、全員協議会等においてしっかりと対応していると思う。

委員長：第9条もこのとおりとする。次に第10条について。

藤田一男委員：このままでよいと思う。

委員長：湯遊ランド調査特別委員会の内容は、政策提言になるということか。

藤田一男委員：内容による。

議長：議員間討議というのは、所管事務調査・全員協議会で説明員が退席後、議員間で説明・
質疑に対して話し合うことだが、なかなかそのようなことはできなかった。今後は活発な議
論をしていければと思う。

委員長：第10条もこのとおりとする。休憩する。13：50～14：00。

委員長：再開する。次に第11条について。

青砥與蔵委員：問題ない。

議長：庁舎建設関係の臨時会について、議員・議会側にしっかりと分かっていただきたいとい
うことで別の日に全員協議会で説明を受けている。町側で議会に対して配慮していると感じ
ている。

議長：予算決算常任委員会を立ち上げたのは、この基本条例を策定した時期だと思う。予算・決算は、しっかり審議しようということである。

委員長：第11条もこのとおりとする。次に第5章、第12条について。

藤田一男委員：所管事務調査は、1日で終わらずに継続審査で何日かにわたって実施したことの内容によっては以前あった。

吉村守広委員：閉会中に所管事務調査を行っているが、回数までは記載しなくてもよいか。
(1回でなければならないことはないとの意見あり)

青砥與蔵委員：特別委員会は載せなくてよいのか。

事務局長：特別委員会は議会で議決して設置するものであるため、条例には載せなくてよいのでは。

委員長：第12条もこのとおりとする。次に第13条について。

藤田一男委員：町議会全体での研修以外で、個人で興味のある研修会に参加しても問題ない。

吉田克則委員：研修報告書提出の考え方。

藤田一男委員：前日の町村議会研修会は、講演だったので報告書作成しようがない。聞くのみでこちらの意見は出せない。

議長：町議会主催の研修についての報告書提出は必須である。

藤田一男委員：このままでよい。

委員長：第13条もこのとおりとする。次に第6章、第14条・第15条・第16条について。

吉田克則委員：議員定数や報酬についての協議・検討は、全員協議会のみではよろしくないということか。町民又は学識経験者の意見も参考にする。

藤田一男委員：議員個人で町民などの意見を聴いたことはあっても、議会全体で聴いたということは今までなかった。

議長：しなければならないではなく、するものとするとあるので、努力事項と捉える。

吉村守広委員：学識経験者の判断・基準とは。

(それぞれの判断によるとの意見あり)

議長：町民に限定するものではないので、例えば大学の教授など該当する。

吉田克則委員：条文については問題ない。

委員長：このとおりとする。次に第17条について。

藤田一男委員：各議員、日頃の言動・行動が注視されていることを再認識するということ。

委員長：第17条このとおりとする。次に第7章、第18条について。

吉田克則委員：事務局の調査機能と法務機能とあるが、どのような意味なのか。事務局に説明を求めたい。

事務局長：議員発議での条例制定などに当たり、法令関係を事務局で把握しておくということを考える。また、先進事例を調査することなど。

委員長：この文言でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：第18条このとおりとする。次に第19条について。

藤田一男委員：本来は議会図書室を一室設置すべきだろうが難しい。

吉田克則委員：議員控室の一角に棚を設置し、それに参考図書・資料などを置いている。それが、議会図書室の代わりである。

議長：議会会議録はホームページで見られるようになっているので、条文に載せてよいのかもしれない。

委員長：このとおりでよいか。

（よいとの声あり）

委員長：第19条このとおりとする。次に第20条について。

吉田克則委員：「研修をしなければならない」とあるが・・・

藤田一男委員：議員必携を読むことも研修である。

副委員長：新人議員研修会を受けたが、それも該当するということか。

藤田一男委員：該当する。

吉田克則委員：文面的には問題ない。

委員長：第20条このとおりとする。全ての条文について、文言的に修正するのではない。

青砥與蔵委員：第18条にある「調査機能と法務機能」という文言について気になる。

事務局長：他議会の基本条例を確認し、次回の委員会までに調べておく。

吉村守広委員：DX関係について、条文に追加した方がよいと思うが。活用推進についてなど。

青砥與蔵委員：確立していないので、載せるのはきちんと確立してからでよい。

事務局長：DX関係についても、他議会の基本条例を見ておく。

委員長：他あるか。

議長：全ての条文を確認したが、なお各委員それぞれ再度確認しておいていただきたいと思う。

次回の委員会開催時に意見あれば提案願う。

委員長：次回の特別委員会開催だが、時期について意見を求める。

青砥與蔵委員：今回のように、所管事務調査実施日と同日がよいのではないか。

委員長：そのようにする。

吉田克則委員：最終的なまとめの時期は。今後の日程について確認しておきたい。

議長：全員協議会でこの特別委員会で話し合った内容を、全議員に提示する。6月定例会の時期を目安にしてはどうか。

委員長：そのようにする。その他ないので終了する。

副委員長による閉会

塙町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

塙町議会基本条例検証調査特別委員会委員長